イスラエル国
（State of Israel）

通　　信

Ⅰ　監督機関等

通信省（MoC）

Ministry of Communications

Tel.	＋972 2 670 6301
URL	https://www.gov.il/he/Departments/ministry_of_communications/
所在地	23 Jaffa St.9199907, Jerusalem, ISRAEL
幹　部	Yoaz Hendel　（大臣／Minister）

所掌事務

1971 年に設立され、電気通信政策及び規則の策定、電気通信基盤の開発、旧国営通信事業者 Israel Telecommunication Corporation（Bezeq）を含む電気通信事業者への免許付与及び規制監督、周波数管理、衛星・ケーブルテレビ・サービスの規制監督、電気通信機器の認証等を所掌する。

［https://www.gov.il/he/Departments/ministry_of_communications/］

Ⅱ　法令

1982 年通信法（Communications Law 1982（Telecommunications and Broadcasting））

通信サービスや通信機器（仕様や型認証等）にかかわるあらゆる規制を制定する基本法令。2001 年の改正では、ケーブルテレビ事業者の事業基準、アンバンドリング、電気通信基盤事業とコンテンツ事業の分離等を規定している。2003 年の改正では、更なる市場競争の促進を目指し、競争的地域通信事業者に対してユニバーサル・サービス義務（Universal Service Obligation：USO）を課すことなく、事業免許を付与するとした。2012 年の改正では、移動体通信事業者や ISP に、加入者に有害なウェブサイトやコンテンツに関する情報を提供する義務が課された。また、有害コンテンツへのアクセスをブロックするための情報やフィルタリング・ツールを無料で提供する義務も課された。2017 年から 2018 年の改正では、固定通信網事業者の他事業者へのアクセス提供に関する義務が追加された。

［https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/il/il042en.pdf 等］

Ⅲ　政策動向

１　免許制度

通信事業者に対する免許付与条件は「1982 年通信法」第 B 章が規定している。自社の通信網で電話、データ通信、インターネット・アクセスの小売及び卸売を認可される「単一一般免許（Unique General License）」は、ユニバーサル・サービス提供義務と一体化しており、固定電話部門の支配的事業者に付与される。

2013 年からの免許制度改革により、2016 年までに移動体通信あるいはネットワークを持たない事業者については従来の個別サービスごとの免許制度が廃止され、「一般免許」の取得により、移動体通信網運用及び移動体通信サービス、ISP、MVNO、国際通信サービスの提供が可能となった。2022 年現在、通信サービスにおける免許申請手続の簡略化を更に進め、一部のサービスで届出制を導入するための審議が行われている。

２　競争促進政策

（１）相互接続

「1982 年通信法」第 B 章 5 により、公衆通信網を運用する事業者はすべて他事業者からの相互接続の申し出を受け入れる態勢を整備することとされている。料金その他の条件については、MoC の指示に従う。固定通信における最新の相互接続料金改訂は 2013 年に実施され、1 分当たりの接続料金が従来の契約ごとの許可ではなく、1 年ごとに MoC が物価指数に基づいて規定すると定められた。

2022 年 6 月には、MoC が固定・移動双方の相互接続料金が、2010 年代初めに大幅に低下したまま変化がないことを受けて、料金規制の段階的廃止計画を発表した。その後、2023 年 6 月 15 日より、廃止計画に基づきすべての通信事業者の相互接続料金は、0.04 シュケルに引き下げられた。

（２）卸売提供制度と MVNO 促進政策

2014 年 1 月、MoC は Bezeq のブロードバンド網基盤につき、他事業者からのアクセスを MoC の指定する料金で受け入れることを義務付ける提案を実施、2015 年にはこれが発効したと発表した。2019 年 1 月には更に、インターネット・サービス事業者に自社の光ファイバ関連機器を Bezeq の基盤上に設置する権利を認めている。また、2017 年から 2018 年の通信法改正では、固定通信網事業者すべてに同様のアクセス義務を課すことになったが、Bezeq 以外の事業者については、料金は事業者間の交渉によるとされた。2018 年には、Bezeq に固定電話部門での卸売サービス開始を義務付けた。

移動体通信分野では、2014 年 5 月、MoC は LTE 周波数入札条件に、落札者は移動体通信事業者すべてにサイトとアンテナを開放することを含めた。

MVNO については、ネットワーク事業者との通信網利用条件契約は個別の交渉によるとされているが、契約条件については事前に MoC が監査し、適切な料金を指示するとされている。

（３）番号政策

2016 年 8 月、MoC は固定・移動番号体系の統一化計画のためのパブリック・コンサルテーションを開始した。2020 年 8 月現在、結果は未公表であるが、この計画の一環として 2018 年 10 月に MoC は番号ポータビリティ（MNP）にかかわる事業者義務の変更を発表、2019 年 9 月から移転手続時間を移動では 30 分、固定では 1 時間以内と規定した。

３　情報通信基盤整備政策

（１）ユニバーサル・サービス

2020 年 8 月現在、固定音声、移動音声、公衆電話及びブロードバンド接続が USO の対象サービスであり、提供事業者は固定通信市場の既存事業者及び支配的事業者、移動体通信事業者とされている。これらのサービスに対するユニバーサル・サービス基金は設けられていない。

（２）高速ブロードバンド計画

2019 年 2 月、政府は国内の光ファイバ網拡張に関する省庁間会議を結成した。2020 年 7 月、この会議は、以下の計画案を発表、同 9 月に政府の承認を得た。①Bezeq は今後 5 年以内に光ファイバ網構築を行う地域を申告、期間内に自社の費用で構築を実現する義務を負う。②Bezeq の申告にない地域については、他事業者が光ファイバあるいはその代替インフラによる 1Gbps/200Mbps 以上の通信速度を有するネットワークを構築することを推進する。こちらの計画については、通信事業免許を有する事業者の拠出金からなるユニバーサル・サービス基金を設立してその費用を負担する。各事業者の拠出金は、前年度の売上高の 0.5%とするとした。2022 年 5 月に実施された助成対象プロジェクトの審査では、10 事業者の合計 330 自治体に対する光ファイバ網構築計画が選出された。

また、MoC は光ファイバの更なる展開のために、セキュリティ規制の遵守を条件として、すべての事業者に対して既存のインフラに対して光ファイバを配備できるようにした。これにより Bezeq の申告にない地域（奨励地域と呼ばれ、国全体の約 15%を有する）に限定されていた小規模事業者もすべての地域に光ファイバを導入することが可能となる。

2023 年 1 月時点で、世帯の 70%以上が光ファイバにアクセスすることができ、2023 年末には世帯の 85%以上にまで増加すると予想している。

４　ICT 政策

電子政府

政府はポータルサイト「https://www.gov.il/」を通じて市民向けの各種オンライ

ンサービスを実施している。

［https://www.gov.il/he/Departments/ministry_of_communications/ 等］

Ⅳ　関連技術の動向

電気通信機器及び無線機器に関する基準認証は MoC が行う。端末機器の型式認定については、「1982 年通信法」第 B 章第 4a 部により、MoC が認可した試験場での証明書を得ることとされている。

有線端末の型式認定は、MoC 免許部、無線機器については、MoC 技術行政・部が所掌する。

［https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/il/il042en.pdf 等］

Ⅴ　事業の現状

１　固定電話

Bezeq の固定通信サービスにおける独占体制は 1999 年 6 月に終了し、数社が市内通信サービスを実施しているが、PSTN 方式の固定電話市場での同社の独占は現在も事実上続いている。一般免許（Ⅲ－１の項参照）を有する事業者は VoIP サービスを提供することができ、2022 年時点で加入者数は約 88 万 5,000 である。VoIP 加入のうち約 67 万がケーブル大手の HOT によるものであるが、移動体通信・ISP 大手の Partner や Cellcom もサービスを提供している。

２　移動体通信

ネットワーク事業者は 018Xfone、Cellcom、Partner、Bezeq 子会社 Pelephone、HOT 子会社 HOT Mobile の 5 社である。この 5 社はいずれも 2015 年の 1800MHz 帯の入札で取得した帯域で LTE サービスを実施している。LTE 網については、018Xfone、Cellcom、Golan Telecom の 3 社、また Partener と HOT Mobile の 2 社がそれぞれネットワーク共有契約を結んでおり、ほぼ全国でサービス利用が可能になっている。イスラエルでの 5G サービスは 2020 年 8 月に Pelephone が最初に立ち上げている。

2023 年 9 月時点の移動電話加入者数について、約 56 万が 3G、約 643 万 1,500 が LTE、約 311 万 3,500 が 5G サービス加入である。MVNO については、サービスを提供している事業者は主に Golan Telecom（加入者数シェア：55.4%）,Rami Levy Communications（加入者数シェア：30.4%）,Telzar 019（加入者数シェア：12.0%）,CellactCommunication（加入者数シェア：2.1%）の 4 社である。2023 年 9 月時点の MVNO の加入者数の合計は約 110 万 5,000、市場シェアは 10.9% である。

３　インターネット

2023 年 9 月時点のブロードバンド・サービスのテクノロジー別の加入者数について、DSL が約 99 万 4,000、ケーブルが約 82 万、FTTx が 114 万 6,000 である。大手事業者は Bezeq、Cellcom、Partner、HOT で、この 4 社で固定ブロードバンド加入シェアの 90%以上を占めている。ユニバーサル・サービス事業者である Bezeq と HOT は光ファイバ網の拡張に努めており、Bezeq のネットワークでは、2022 年 5 月時点で、125 万戸が光ファイバに接続可能である。同社のサービスの最大接続速度は 2.5Gbps に達し、屋内 Wi-Fi 接続でも 1Gbps が可能であるとしている。

モバイル・ブロードバンドについては、2022 年 12 月時点で、100 人当たりの加入者数は 144.1 となっている。

Ⅵ　運営体

Bezeq

Israel Telecommunication Corporation

Tel.	＋972 3 626 2600
URL	https://www.bezeq.co.il/
幹　部	Dudu Mizrahi（最高経営責任者／CEO）

概要

1984 年設立の旧国営事業者である。電気通信サービスすべてを提供している。国際通信・ISP、移動体通信（Pelephone Communications）、コールセンター、多チャンネル衛星デジタル放送 Yes を完全子会社として所有する。

［https://www.bezeq.co.il/ 等］

放　　送

Ⅰ　監督機関等

１　通信省（MoC）

（通信／Ⅰの項参照）

所掌事務

放送部門では、放送周波数管理及び衛星・ケーブルテレビ事業者の監督を所掌する。省内のケーブルテレビ・衛星放送審議会は、衛星及びケーブルを通じて提供される番組の質的規準の設定、番組制作の推進を所掌する。

２　第２テレビ・ラジオ放送協会

Second Authority for Television and Radio

Tel.	＋972 2 655 6222
URL	https://m.rashut2.org.il/
所在地	20 Beit Hadfus St., Jerusalem, ISRAEL
幹　部	Nir Shveky（最高経営責任者代理／Acting CEO）

所掌事務

地上放送は、15名の民間人が構成する評議会により、商業放送事業者への免許付与、行動規範の決定、放送技術管理や、第２放送分野（商業放送分野）に参入する事業者の放送スケジュール、番組管理、放送倫理基準の制定と違反事業者への制裁措置決定等を行っている。また同協会内のケーブル・衛星放送委員会がケーブルテレビ及び衛星放送事業者に対し同様の規制を実施する。

［https://www.gov.il/he/Departments/ministry_of_communications、
https://www.m.rashut2.org.il/］

Ⅱ　法令

１　1990年第２テレビ・ラジオ放送協会法（The Second Television and Radio Authority Law 1990）

商業放送の管理規定を定めている。

２　1982年通信法（Communications Law 1982（Telecommunications and Broadcasting））

ケーブルテレビ・衛星放送審議会の役割のほか、メディア所有規制について規定している。

３　2014年公共放送法（Public Broadcasting Law 2014）

公共放送イスラエル放送協会（Israel Broadcasting Authority : IBA）を廃止、イスラエル放送会社（Israel Broadcasting Corporation : KAN）を設立し、IBA に代わる公共放送運営体とすることを定めている。

［https://www.wipo.int/、https://www.kan.org.il/ 等］

Ⅲ　政策動向

１　免許制度

メディア所有規制

「1982 年通信法」により、ケーブルテレビ事業者は地上あるいは衛星の放送事業者の株式を所有することはできず、新聞社に対する持株割合は上限 24%規定されている。

２　公共放送関連政策

KAN の番組内容は、内部に設置された倫理委員会が監査を実施している。協会の財源は政府資金と広告収入で、受信料の徴収は行われていない。

３　番組規制

「1982 年通信法」により、ケーブルテレビ事業者は広告放送を行ってはならないとされている。

４　地上デジタル放送

2008 年 2 月に「地上デジタル放送法案」が承認され、2009 年 8 月から DVB-T 方式で放送が開始された。アナログ放送は 2011 年 3 月末に終了、同 4 月に政府主導のデジタル放送プラットフォーム「Idan Plus」に完全移行した。2022 年現在、同プラットフォーム上で視聴可能な無料放送は 7 系統である。KAN は DVB-T2 方式での放送も実施している。

［https://www.wipo.int/ 等］

Ⅳ　事業の現状

１　ラジオ

KAN がヘブライ語放送のほか、アラビア語放送を含めた 8 チャンネルを提供している。商業ラジオ放送は、地方都市での地域放送が中心である。また、イスラエル軍が「Galei Tzahal」と「Galgalatz」の 2 チャンネルでニュース、音楽、時事問題等の番組を放送している。

２　テレビ

KAN が 3 系統（総合放送、アラビア語放送及び教育放送）を実施している。商業放送には Keshet media group が運営する「Keshet12」、Reshet 社が運営する「Reshet13」がある。Keshet12 は、2022 年 2 月に、スポーツチャンネル等を制作する RGE と共同で、動画配信サービス「FreeTV」の立ち上げを発表した。HOT

など従来のサービスよりも低価格で視聴できるため、今後ケーブルテレビ等の配信事業者間での価格競争の高まりが予想されている。なお、イスラエルでは、地上波で放送された番組は、ケーブルテレビ及び衛星放送でも放送が義務付けられている。

３　衛星放送

Bezeq の子会社である Yes が、150 チャンネル以上の配信及び VOD サービスを実施している。同社は 2026 年までに、段階的に動画配信サービス「Yes＋」へ移行する計画を発表している。

４　ケーブルテレビ

2001 年 7 月にケーブルテレビ事業者に対する地域的な規制が撤廃され、自由競争となった。

2003 年に Zahav、Matav、Tevel の主要 3 社が合併して設立された HOT が市場を主導し、200 余りのチャンネルが視聴可能である。

［各社ウェブサイト、NHK「世界の放送 2023」等］

Ⅴ　運営体

イスラエル放送会社（KAN）

Israel Broadcasting Corporation

Tel.	＋972 2 076 8098000
URL	http://www.kan.org.il/
所在地	Beit Hadfus 32, Jerusalem, ISRAEL
幹　部	Gil Omar（会長／Chairman）

概要

2014 年の「公共放送法」成立と 2015 年の同法改正に伴い、2016 年 3 月 31 日に IBA に代わる公共放送機関として設立された。通信相の指名を受けた 12 名の代表が放送倫理、デジタル化、広告放送等の委員会を主導する。ラジオ 8 系統のほか、地上デジタルで総合放送「チャンネル 11」、アラビア語放送「チャンネル 33」、教育放送を実施している。

［https://www.kan.org.il/ 等］

電　　波

Ⅰ　監督機関等

１　監督機関

通信省（MoC）

（通信／Ⅰの項参照）

同省の技術行政・周波数計画・管理部が周波数の管理及び無線局の免許付与を行う。

２　標準化機関

イスラエル標準化機構（SII）

Standard Institute of Israel

Tel.	＋972 3 646 5154
URL	https://www.sii.org.il/
所在地	Haim Levanon 42, Tel Aviv 6997701, ISRAEL
幹　部	Galit Avishai（委員長／Chairman）

所掌業務

電気通信機器を含む産業機器全般において製品の品質や安全に関する標準化を行う政府機関である。国際標準化機構及び国際電気標準会議に加盟している。

［https://www.gov.il/he/Departments/ministry_of_communications、
https://www.sii.org.il/］

Ⅱ　電波監理政策の動向

１　電波監理政策の概要

イスラエルの電波政策は、国家安全保障の観点から、周波数の分配計画、及び軍事利用周波数帯の民間利用への開放等は MoC とイスラエル防衛軍、財務省等の関係組織との連携により、策定・実施される。

２　無線局免許制度

2011 年 4 月、1.9/2.1GHz 帯の 2 ブロック（1 ブロックは、10MHz 幅×2）の 3G 周波数帯に対する周波数オークションが実施され、MIRS Communications、Marathon Investments、Select Communications、Golan Telecom の 4 社が参加した。なお、MIRS Communications 以外の既存移動体通信事業者は参加が認められなかった。オークションでは、MIRS Communications と Marathon Investments がそれぞれ 7 億 500 万 NIS、7 億 1,000 万 NIS で落札したが、その後 Marathon Investments が、落札額の支払いについてイスラエル銀行から保証を得られなかったため、資格を失い、次点の Select Communications が権利を得た。しかし、Select Communications も Marathon Investments 同様に保証が得られず、次々点の Golan Telecom に権利が移り、Golan Telecom は規定の保証金を支

払ったため免許資格を得た。Golan Telecom 及び MIRS Communications は、2012 年 5 月から W-CDMA サービスを開始している。

更に MoC は、2015 年 1 月に 1800MHz 帯のオークションを実施。既存の 5 社と新規の 1 社計 6 社が周波数を獲得し、落札総額は 6,350 万 USD に達した。各社が獲得した周波数幅は次のとおりである。Pelephone は 15MHz、Partner と Cellcom は 5MHz、HOT Mobile と Golan Telecom は 5MHz、新規の 018Xfone は 5MHz であった。

5G については、2019 年 7 月に MoC が 700MHz 帯、800MHz 帯、2.6GHz 帯の一部を既存事業者、3.5-3.8GHz 帯の 100MHz 幅を既存であるか否かを問わずオークションの落札者に割り当てる入札計画を発表した。対象周波数帯は、700MHz 帯の 30MHz 幅×2（FDD 方式）で 5MHz 幅×2 を 6 ブロック、2600MHz 帯の 60MHz 幅×2（FDD 方式）で 10MHz 幅×2 を 6 ブロック、3.5-3.8GHz 帯の 300MHz（TDD 方式）で 15MHz 幅を 20 ブロックである。落札事業者には、2020 年内のサービス開始が求められる。2020 年 8 月にはオークションの落札結果が発表され、9 月には 3 社への免許付与が決定された。

周波数取得料については、Pelephone が 8,823 万 NIS、Cellcom が 1 億 1,502 万 8,000NIS、Partner が 6,238 万 NIS であった。

2022 年 8 月、MoC は 5G サービス向けに 26GHz の 2500MHz 幅を移動体通信事業者に割り当てるための入札を年内に実施する予定を発表した。同年 12 月にオークションプロセスを開始し、2023 年 2 月 1 日に入札が行われた。7 月に Bezeq の子会社である Pelephone が獲得したことを発表した。周波数取得料については、416 万 NIS であった。

３　電波の安全性に関する基準

環境省（Ministry of Environment Protection）により、2006 年 1 月に「非電離放射法（Non-Ionizing Radiation Law）」で公表されている。同法に基づくイスラエルの電波の安全性基準は、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）のガイドラインに準拠したものである。許容される照射については、「健康に対する照射閾値」と「環境に対する照射閾値」の二つに区分している。健康に対する照射閾値は、ICNIRP のガイドラインに定められている基準値を採用しており、環境に対する照射閾値は、健康に対する照射閾値の 10%以下と規定している。

［https//www.gov.il/ 等］